



China Tax Monthly

(KPMG 中国税務月報)

2020年6月



中国財政部「中華人民共和國消費税法（意見募集稿）」公布

中国財政部及び国家稅務總局は共同して、2019年12月3日付で「中華人民共和國消費税法（意見募集稿）」（以下「消費税法意見募集稿」）を公布した。消費税法暫定条例から立法に移り、中国の「稅收法定」改革の方向性に沿っている。消費税法の立法手続きのはじまりは、現代財稅制度的改革をさらに促進する。消費税法意見募集稿は、消費税法の基本的制度の枠組みを継承し、既に施行されている消費税法改革及び政策調整内容を法律草案に反映させ、消費税法体制の運行の秩序性及び後続する改革の着実な推進を維持し、立法及び改革のプロセスにおいて関連業者に対する影響を低減する。

消費税法意見募集稿の関連規定は、後続する改革のために制度的基盤を構築し、方向性を示している。「國務院は消費税法改革の地域限定の試行を実施し、消費税法の稅目、稅率及び徵收段階を調整し、全国人民代表大会常務委員会に試行案を報告する」。消費税法改革はまだ道の途中であり、改革の主な方向性は、消費税法稅目、稅率及び徵收段階の移行・調整に集中するため、消費税法稅源及び稅金の分配に直接影響する。このうち、消費税法稅目、稅率及び徵收段階の移行・調整は、社会各界で議論されており、見解も分かれるテーマである。徵收段階の移行及び稅率調整の統合に関しては、議論の焦点であり、課題であると予想される。今回公布された消費税法意見募集稿は、後続の消費税法改革、消費税法徵收段階の川下への移行、及び中央と地方での收入分配の変更に十分な余地を確保した。

消費税法に関するパブリックコメント募集は2020年1月2日に締め切れ、その後、消費税法草案は、全国人民代表大会により審議及び可決される見込みである。消費税法の発効日が確定されていないものの、草案は2020年年初に全国人民代表大会に提出され、審議された後、國務院は最終的に可決された消費税法に基づき實施条例を制定する。

背景

消費税法は中国の流通稅システムにおいて主要な稅種である。「中華人民共和國消費税法暫定条例」（以下「消費税法暫定条例」）は1993年12月13日付で中華人民共和國國務院令 第135号を通して公布・施行された。國務院第34回常務會議は2008年11月5日付で消費税法暫定条例を改訂・可決し、当該改訂版は2009年1月1日より施行された。2014年に中国は再度消費税法改革を推進し、三度にわたる精製オイルの消費税法稅率の引上げ、タバコ消費税法稅率の引上げ、超高級車に対する小売段階での10%の消費税法追加徵收などが挙げられる。これらの調整は、主に稅率調整に集中し、小売段階における消費税法徵收の先例も開いた。中国經濟社会の発展に伴い、消費税法は全面的な改革の必要性に直面し、主な方向性として、「稅收法定」原則の徹底實施、徵稅範圍の調整、稅率構造の調整、徵收段階の移行が挙げられる。

国務院は2019年9月26日付けで「更なる大規模減税・費用削減実施後の中央・地方政府収入分配の調整改革推進方案」を公布し、消費税改革を提起した。消費税徴収段階の川下への移行、すなわち、現行、生産（輸入）段階で徴収される一部の消費税品目を卸売/小売段階へ移行するとともに、消費税を地方に帰属させ、地方の財源を拡大し、増加分を地方に分配する。これは、国務院による中央と地方政府の収入分配の調整改革方針の一つである。今回の消費税法の制定は後続の改革のための基盤を構築する。

消費税法意見募集稿

中国の税法の全体的な構造は、法律により税制の基本原則を規定し、実施細則を通して具体的な内容を規定する。消費税法意見募集稿には計23箇条あり、消費税税目税率表が添付され、全体的枠組みは暫定条例と一致する。

主な変更点

消費税法意見募集稿では、消費税法意見募集稿と現行の暫定条例及びその他の法規定との比較を通して、実質的な変化に留意すべきである。具体的な変更点は、正式な方案が公布されるまで、確定できないものの、意見募集稿に基づき現行の規定との主な変更点を下記の通りにまとめた。

消費税納税者に関する記述を改定した。消費税法意見募集稿では、暫定条例に規定された「生産、委託加工及び輸入」課税対象消費品の記述を「販売、委託加工及び輸入」に改定し、課税対象消費品の自社使用も課税対象となることを明記した。

消費税税目税率表の項目を調整した。暫定条例における「税率」の下に段階の項目を追加し、「生産（輸入）段階」「卸売段階」「小売段階」が含まれる。現在、草案における各税目の徴収段階は現行規定と変わらない。

連続生産類消費税納付済の控除を規範化した。消費税法意見募集稿において、委託加工回収及び購入された連続生産類控除に該当する課税対象消費品を規範化し、納税者が合法かつ有効な証憑をもって消費税の控除を行うよう規定した。

消費税の納税時点及び納税場所を明確にした。消費税法意見募集稿では、消費税納税義務の発生時間及び消費税の納税場所について、より明確かつ具体的に規定し、税額計算期間を調整して、源泉徴収義務者の税額納付は、納税者の規定に従い実行することを明確にした。

税金徴収管理に対して補足・強化した。消費税法意見募集稿では、査定範囲に数量が明らかに少ない条件を追加し、査定機関に税関部門を追加した。また、税関は消費税の代行徴収を受託した情報及び貨物輸出入の通関情報を税務機関と共有することも追加した。税務機関は発展改革、工業及び情報化、公安、税関などの関連部門との情報共有及び連携作業体制を構築する条項を加えた。

国務院の消費税改革にかかわる行政権をさらに明確化した。消費税法意見募集稿は、国務院の消費税改革にかかわる権力を明確化した。国務院は、消費税の税目、税率及び徴収段階を移行・調整し、消費税の免除または軽減を規定し、実施条例を制定する権限を有する。

筆者の所見

財政部はかつて、消費税法の制定は、地方税収体制の健全化、中央と地方政府の収入分配改革にかかわる中国共産党中央委員会及び国務院の要求に応じて補足するものであると公言した。KPMGは、消費税の徴収段階を卸売/小売段階へ移行することは、地方税収体制の健全化にとって重要なステップと考える。消費地での消費税税源の共有は、地方の積極性を一層引き出し、政府による継続的なビジネス環境の改善、より良好な消費市場の創出、経済発展及び産業構造のアップグレードを促進する。生産（輸入）段階における消費税の徴収は、当時の徴収コスト、徴収技術及び監督管理能力など客観的な条件の制限による一時的な措置であり、時代の産物である。その後、中国税務当局の徴収能力の向上、監督管理方法の継続的な改善により、徴収段階調整の前提条件は既に整った。消費税徴収段階の卸売/小売段階への移行は、消費税の本質への回帰である。むしろ、消費税の課税対象製品が多種にわたるため、現段階では一部の製品の徴収段階を卸売/小売段階へ移行する条件は依然未熟であり、当該製品に対しては引き続き生産（輸入）段階で消費税を徴収する可能性がある。今後の改革の方向性もたらず影響に焦点をあて留意すべきである。

消費税の徴収段階の改革は満を持して登場する。消費税法意見募集稿では税目税率表の構造を調整したため、元の税目税率表とは異なった徴収段階となる。今後、徴収段階を変更する必要がある場合、直接税目税率表を調整するだけで変更できる。また、消費税法意見募集稿は国務院に消費税の税目、税率及び徴収段階の改定を授權し、徴収段階をスムーズに変更できる条件を整えた。

消費税控除政策の適用。一部の課税対象消費品の生産及び販売周期が長いこと、今後、消費税徴収段階の川下への移行により、一部の商品は既に生産段階で消費税を納付したが、新政策に基づき卸売/小売段階で再度消費税を徴収され、消費税の二重賦課が発生する恐れがある。今回公布された消費税法意見募集稿は、連続生産類消費税納付済の控除を規範化し、納税者が合法かつ有効な証憑をもって消費税の控除を行えるよう規定した。これにより、今後、消費税徴収段階の川下への移行に際して発生するであろう二重納付に対して解決策を提供する。今後、控除方法及び証憑要件に関する規定は、さらに細分化される可能性があるため、引き続き留意すべきである。

消費税徴収管理方法の変化。川下の卸売、小売業者数はメーカーをはるかに上回り、かつ分散されているため、徴収段階の川下への移行は、徴収管理状況の複雑化に繋がり、より大きな徴収管理圧力及びより高額な税金徴収コストに直面する。このため、消費税の徴収管理において、大きな変化が現れる見込みであり、引き続き消費税の徴収管理方法の変化に留意すべきである。

関連業者は予め準備を整え、バリューチェーン管理への影響に細心の注意を払う必要がある。今後の消費税改革において複数段階で選択できる税金、内税などが発生する場合、消費税関連業界の企業にとって、価格設定ポリシー、契約の締結、増値税課税対象との調和などに与える影響については、引き続き注視する必要がある。徴収プロセスに変化が生じる場合、これまでに策定されたタックスプランニングが無効になり、企業の消費税負担が上昇する恐れがある。自動車業界を例として、徴収段階の変化により、消費税の納税者が変わり、消費税及び付加税の税額計算基準も変更されるため、完成車メーカーとディーラー間で制定した価格設定ポリシー及び契約条項も再検討する必要性が現れ、自動車の希望小売価格も見直さなければならない。また、販売価格の変化により、メーカーはディーラーの売上に基づくインセンティブ制度または販促制度の調整や総合ディーラーの手配調整の必要性を検討する。加えて、完成車メーカーは従来の全国販売センターの設置がバリューチェーンに与える影響を見直す必要性も生じる。関連業者は予め準備を整え、今後公布される関連文書に留意すべきである。

中央と地方の消費税分配政策の変化。消費税徴収段階の川下への移行及び地方の消費税分配の増加は、消費税改革における二本柱である。現在、消費税はすべて中央政府の固定収入であるが、今後は着実に地方政府に帰属させ、地方政府の財源を拡大し、増加分は原則として地方政府に分配する。今回の消費税法意見募集稿には、具体的な中央と地方政府の消費税分配政策が含まれていないため、今後関連規定の公布に留意すべきである。

税金還付政策への影響。一部の地域では、税金還付の基準は納付済の税金の地方分配部分である。消費税の徴収段階及び地方分配比率に変更が生じる場合、税金還付を適用している一部の企業は、納付すべき消費税税額の変化及び所在地の地方分配比率の変化による影響を受けて、取得できる税金還付額にも変化が生じる。このため、関連業者はタックスプランニングに際して、関連要素の影響を検討すべきである。

(MUFJ BK 中国月報 2020年6月号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

税務パートナー

侍 怡 (Shirley Shi)

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆广场第二期 29F

Tel: +86-21-2212-2105

E-mail: shirley.y.shi@kpmg.com